

あきる野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和元（2019）年度～令和3（2021）年度

令和元（2019）年7月

あきる野市

1 目的

あきる野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、あきる野市耐震改修促進計画で定めた住宅耐震化の目標達成に向け、対象住宅所有者及び既に耐震診断を実施した者に対する耐震化の意識啓発を図り、耐震改修等における経済的負担軽減の周知とともに、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及などの充実を図ることで、住宅耐震の促進を加速化することを目的とする。

2 位置付け

あきる野市耐震改修促進計画に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムは、あきる野市全域を対象区域とする。

4 対象建築物

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた市内にある木造2階建て以下の住宅で、所有者が自ら利用するために延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを対象とする。

5 実施期間

令和元年度から令和3年度までを実施期間とする。ただし、アクションプログラムの進捗状況のほか、社会情勢等の変化や関連計画の改定等に応じて見直しを行うものとする。

6 実績の公表

前年度の課題及び取組実績並びに次年度の支援目標等について、市のホームページで公表するものとする。

7 進行管理

毎年度の支援目標に対する実施・達成状況、市民ニーズ等を把握し、検証した上で、課題、改善策をアクションプログラムの取組内容に反映することにより、住宅耐震化を促進するものとする。

8 取組内容

(1) 耐震化を促進するための住宅所有者に対する意識啓発

令和3年度末までに市内全戸（外観目視により、明らかに対象建築物でない建築物は除く。）に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、啓発リーフレットのポスティングを実施する。

また、リーフレットを受け取った対象建築物の所有者のうち詳しい説明や相談を希望する者に対しては、別途、訪問し、個別に対応することで所有者の理解を深め、耐震化促進を図る。

◆ リーフレット配布計画

年度	配布予定戸数
令和元年度（令和元年10月から令和2年3月まで）	5,400戸
令和2年度（令和2年4月から令和3年3月まで）	10,400戸
令和3年度（令和3年4月から令和4年3月まで）	8,800戸

(2) 耐震診断実施者に対する耐震化の促進

ア 新たにあきる野市木造住宅耐震診断費助成事業を利用し、耐震診断を行った建築物の所有者に対して、耐震診断結果報告時にパンフレットを配付するとともに、耐震化の必要性等を説明し、耐震改修等の実施を促す。

イ 既にあきる野市木造住宅耐震診断費助成事業を利用し、耐震診断を行った建築物で、その後、一定期間（1年以上）経過しても耐震改修を行っていない建築物の所有者に対して、電話やDM等による啓発を行い、耐震改修等の実施を促す。

(3) 改修事業者の技術力の向上等

ア 令和元年度は、改修事業者の技術力向上を図る取組として、東京都と連携して木造住宅耐震改修事業者講習会を実施する。

イ 令和2年度以降も、講習会の開催などを通じ継続的に市内改修事業者の技術力向上を図る。

ウ 住宅所有者から改修事業者への接触が容易になる取組として、耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施する。

(4) その他の普及啓発活動

ア 広報紙等を通じて住宅耐震化の必要性について周知する。

イ 建築士等の専門家と協力し、有人による展示ブースにおいて、耐震化の重要性や必要性についての普及啓発として、市民を対象に耐震診断・建築相談会を実施する。

ウ 本市における耐震化支援補助制度の内容が記載されたパンフレット等を作成し、窓口等で配布する。